## 岩手県告示第785号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年9月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 小松水道設備
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山蒲谷地19番地1
    - ウ 代表者の氏名 小田力
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-17) 第6245号
  - (3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月8日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが 法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年9月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社齋藤工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上太田松ノ木53番地1
    - ウ 代表者の氏名 齋藤進
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第6612号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月17日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び 内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。